

第5次 旭市生涯学習推進計画

【令和7年度～令和11年度】



旭市教育委員会

目 次

第 1 章 第 5 次旭市生涯学習推進計画の策定

1 基本理念.....	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の目的.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の構成.....	2

第 2 章 生涯学習を推進するための基本目標と成果指標

1 生涯学習推進の基本目標	3
2 第 3 期旭市総合戦略における生涯学習施策の体系	4
3 第 5 次旭市生涯学習推進計画の成果指標	5

第 3 章 施策の展開

1 観光の振興（施策 3）	6
(1)観光施設の整備	6
2 スポーツの振興（施策 5）	6
(1)スポーツ活動の充実	6
(2)スポーツ施設の維持管理	7
3 子育て支援の充実（施策 6）	7
(1)結婚・子育て環境の整備	7
4 生涯学習の充実（施策 8）	8
(1)生涯学習機会の充実	8
(2)生涯学習関連施設の充実	8
(3)図書館及び関連施設の充実	9
5 芸術文化の振興・伝統文化の保存（施策 9）	10
(1)芸術文化の振興	10
(2)文化財の保護	10
6 青少年の健全育成（施策 10）	11
(1)青少年の健全育成の推進	11
7 交流の促進（施策 14）	12
(1)交流事業の促進	12
8 協働・共創の促進（施策 20）	12
(1)地域学校協働活動の推進	12

用語解説	13
------------	----

第1章 第5次旭市生涯学習推進計画の策定

1 基本理念

私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少、少子高齢化の深刻化、地域コミュニティの希薄化、DX化※、グローバル化の進展などにより、将来の予測が困難な時代になっています。

これからの時代を心豊かに生きるためには、価値観・ライフスタイルの多様化、高度情報通信技術の発達や、国際化の進展に伴い、生涯にわたって学び、ゆとりや豊かさ、喜びなどを味わいながら、自らの生きがいを創造していくことが重要です。

そのためには、市民一人ひとりが、自発的に学び、互いに教え合い、学んだ成果を社会に還元する、生涯学習社会の実現を目指さなければなりません。

そこで、旭市においては、次の4項目を基本理念として、生涯学習を推進していきます。

- ① 自ら学び、教え合い、他を思いやる心豊かな人づくり
- ② 生涯スポーツを楽しむ環境や人づくり
- ③ 伝統文化を継承し、文化をはぐくむ人づくり
- ④ 家庭・地域・学校が一体となって共生する

地域コミュニティづくり

2 計画策定の趣旨

人生100年時代や、革新的な技術と人間が調和する社会の実現に向けて、社会が大きな転換期を迎えています。個人の生涯にわたる自己実現を図るための学習と、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環による、持続的な地域コミュニティの基盤の形成は、日本社会に根差したウェルビーイング※の実現に、密接に結びついています。

これからは、市民一人ひとりが広い視野と、社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、いつでも、どこでも、それぞれの目的や志向に応じた学習に参加し、互いに教え合い学び合いながら、自己実現を図り、充実した生活を送ることができるように、生涯学習を推進することが求められています。

旭市では、令和7年3月に策定された「第3期旭市総合戦略」の「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 〜健康で心豊かな

暮らし“ウェルビーイング”の向上～」を将来都市像とし、この目標達成のため、施策を共有し「第5次旭市生涯学習推進計画」を策定しました。

3 計画の目的

「いつでも、どこでも、だれでも ともに学べる学習環境づくりを目指して」を基本目標とし、市民が学んだ学習成果を活かし、生きがいを持って地域・社会に貢献できる環境づくりを推進します。

また、市関係各課や生涯学習関連施設、各種団体などの理解と連携・協力し、これまでの計画を継承しながら、生涯学習の充実と発展に努めます。

4 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画内容の検討や見直しを行います。

5 計画の構成

本計画は「第3期旭市総合戦略」と連携するとともに、国と県の教育振興基本計画を参酌しながら、基本理念の実現に向けて具体的な施策を示します。

第2章 生涯学習を推進するための基本目標と成果指標

1 生涯学習推進の基本目標

基本目標 「いつでも、どこでも、だれでも
ともに学べる学習環境づくりを目指して」

市民が生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、学習した成果が社会の中で活かされる、環境づくりに取り組みます。

近年、感染症の拡大によるデジタル化の急速な進展やグローバル化、少子化による人口減少、都市と地方の格差など社会情勢は大きく変化しています。これらの変化に対応し、一人ひとりのウェルビーイングを実現していくためには、今後の社会を見据えた、持続可能な社会の創り手を育成する必要があります。

市民一人ひとりが個性や可能性を認識するとともに、日々の生活に楽しみや生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を実感できるよう、生涯にわたって自ら学び、自己実現を図り、さらに学んだ成果を社会で生かす社会の実現が求められています。

生涯学習の基本目標の達成に向けて、関係機関、関係団体、民間などと連携を図り、市民の多様な学習ニーズに対応し、自己に適した学習機会を選択できるよう支援します。

2 第3期旭市総合戦略における生涯学習施策の体系

市をあげて目指す「将来人口のチャレンジ目標」			
短期目標	2030年(令和12年)	60,000人	〔達成条件 国民希望出生率1.8 移動均衡(社会移動±0)〕
長期目標	2060年(令和42年)	48,000人	
— 2060年に48,000人を達成するため、直近の2030年時点で60,000人以上を目指す —			

将来都市像
みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～ 健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上 ～

基本目標	
① 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり	デジタル技術による 地域課題解決
② 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり	
③ ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり	
④ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり	

重点プロジェクト	
2 子ども・子育て応援プロジェクト	3 つながる地域づくりプロジェクト
+	
基本施策	
基本目標 1	魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり
施策 3	観光の振興
基本目標 2	結婚・出産・子育ての希望がかない、 誰もが生きがい持てるまちづくり
施策 5	スポーツの振興
施策 6	子育て支援の充実
施策 8	生涯学習の充実
施策 9	芸術文化の振興・伝統文化の保存
施策 10	青少年の健全育成
基本目標 3	人の定着・還流・移住の流れをつくり、 人々が集いつながるまちづくり
施策 14	交流の促進
施策 20	協働・共創の促進

3 第5次旭市生涯学習推進計画の成果指標

第3期旭市総合戦略の基本施策のうち、生涯学習推進に関する項目を第5次旭市生涯学習推進計画の成果指標に設定し、必要に応じて指標を見直します。

指標名	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
スポーツ大会の年間参加者数 (あさひスポーツフェスティバル、市民駅伝大会、市民スポーツ大会の参加人数)	3,711 人	5,000 人
スポーツ施設の年間利用者数	152,490 人	200,000 人
生涯学習講座受講者数	1,763 人	1,800 人
生涯学習施設の利用者数	107,629 人	120,000 人
市民1人あたりの貸出冊数	1.7 冊	2.5 冊
市民文化活動の観客数	6,366 人	7,000 人
大原幽学記念館の入館者数	4,005 人	5,000 人
青少年健全育成団体主催事業への参加者数	557 人	600 人
交流人口(しおさいマラソン大会、ぼるぼろ、幽学の里で米づくり交流)	3,020 人	4,080 人
地域学校協働活動への地域住民の参加者数	465 人	2,000 人

第3章 施策の展開

第3期旭市総合戦略に基づき、生涯学習に係る各基本施策を定めます。

1 観光の振興（施策3）

(1) 観光施設の整備

●観光施設整備の一環として、文化財の説明板などを整備し、本市の歴史・文化の理解の一助とします。

実施事業	事業内容
ア 文化財看板の整備	指定文化財などの説明板や案内板の整備を行います。

2 スポーツの振興（施策5）

(1) スポーツ活動の充実

●市民が生涯を通じてスポーツやレクリエーションを楽しみ、一体感の醸成を図り、健康を保持増進させるため、各種イベントやスポーツ大会などを開催するとともに、指導者の育成や競技団体の支援を行います。

●イベント、各種大会などについて、誰でも気軽に参加できるよう、内容や運営方法を工夫します。

実施事業	事業内容
ア 各種スポーツイベントの開催	市民のスポーツ実施率の向上のため、あさひスポーツフェスティバルを開催するとともに各種団体に補助金を交付し、誰でも自由に、自ら進んでスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康増進と地域の絆を育みながらスポーツ振興を図ります。
イ 競技団体の支援	スポーツ協会などの各種競技団体が行うスポーツ活動を支援します。
ウ 指導者の育成	それぞれのライフステージにあった、スポーツ指導者の育成を図ります。

(2) スポーツ施設の維持管理

●スポーツやレクリエーションによる、地域の交流の場となる施設の整備・充実を図るとともに、指定管理者によるスポーツ施設の維持管理・運営を円滑に進めます。

●施設の適切な維持管理、老朽化した社会体育施設などについては、旭市公共施設再編・長寿命化基本計画と整合性を図りながら、統廃合や改修を行います。

実施事業	事業内容
ア スポーツ施設 管理運営	健康を維持し、体力の向上を図るため、野球場、テニスコート、体育館などの体育施設の管理運営を行います。
イ 社会体育施設 改修事業	市民がスポーツやレクリエーション活動を行えるよう、老朽化した施設の大規模改修や地域の交流の場となる、社会体育施設の整備と充実を図ります。

3 子育て支援の充実（施策6）

(1)結婚・子育て環境の整備

●親が安心して子育てをし、子どもが心身ともに健やかに成長できるように育児の仲間づくりや、子育てに関する知識の普及、各種サービスや情報の提供などを行っていきます。

●子どもをとりまく悩みや不安に対する相談体制を整え、関係機関との連携を図ります。

実施事業	事業内容
ア 家庭教育の充実	各学校での家庭教育学級や合同での学習会・講演会を通して、親の役割、子どもの心の理解など、家庭での教育について考えを深め、また、保護者同士が互いに支え合える関係づくりを図ります。
イ 家庭教育相談 体制の充実	家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者に対して、電話などによる個別的な相談体制の充実に努めます。

ウ 情報提供の推進	幼児期から学齢期などにおける家庭教育上の諸問題についての情報を、ホームページや広報などで、随時提供します。
-----------	---

4 生涯学習の充実（施策8）

(1)生涯学習機会の充実

●ニーズを捉えた講座の企画や新たな受講者の獲得と、利用拡大につながるよう啓発に取り組みます。また、受講者の循環を目指して、講師となり得る人材を掘り起こし、受講者同士のネットワークを構築することにより、自ら学び、教え合う生涯学習の仕組みづくりを行います。

実施事業	事業内容
ア 生涯学習施設活動の支援	学びたいときに学べる機会と、人づくり・まちづくりにつながる場を提供します。
イ 生涯学習講座の開催	充実した生活や教養を高めるため、市民ニーズに沿った講座を開催します。
ウ 生涯学習リーダーバンクの充実	生涯学習講座の受講者の中から講師の養成・発掘に努め、リーダーバンクの充実を図ります。
エ 生涯学習関連施設のネットワークの活用	各施設のネットワーク化を図り、学習情報を共有し、学習者の利便性向上を図ります。

(2)生涯学習関連施設の充実

●教育資源として独自色が発揮できるよう、地域の人々と協働・有効活用し、新たな生涯学習の発信地として学び・知識・技術などの習得を支援します。

●住民のニーズを把握したうえで、新講座や主催事業の企画・運営ができるよう、施設の整備充実に努めます。

●公民館や図書館などの社会教育施設を、子どもや若者世代にとって、学校や家庭以外の第三の居場所として活用します。

●旭市公共施設再編・長寿命化基本計画により、施設の改修、機能の転用、統廃合などを検討します。

実施事業	事業内容
ア 各施設の整備 充実	各施設での安全・安心な学習環境を整備します。
イ 生涯学習センター複合施設の 検討	生涯学習センター機能を併せ持つ、施設の整備について検討します。

(3)図書館及び関連施設の充実

- 図書館及び関連施設における蔵書の充実と、蔵書検索・予約システムの整備により市民の図書利用を促進します。
- 「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの身近に本がある環境を整備し、子どもたちの読書活動の推進を図ります。
- 図書館施設が県立東部図書館内へ移転したことに伴い、同館との連携を深め、機能充実を図ります。

実施事業	事業内容
ア 図書の充実	市民ニーズにあった図書の充実を図ります。特に、児童向け図書の充実を行います。
イ 市図書館と図書施設のネットワークの活用	蔵書資料のデータ管理やインターネット検索による情報提供、インターネット経由での予約受け付けにより、利用者の状況に応じたサービスを提供します。
ウ 図書館の整備	図書館の運用に支障が起こらないよう施設を調査し、必要な改修を千葉県に要望していきます。
エ 子ども読書活動の推進	旭市子ども読書活動推進計画に基づき、学校、保育所(園)、認定こども園、幼稚園と連携しながら子どもの読書活動を推進します。
オ 図書館イベントの実施	利用者が興味関心をひくようなイベントを実施し、図書館の活動を促進します。

5 芸術文化の振興・伝統文化の保存（施策9）

(1) 芸術文化の振興

●自主的で活発な活動が展開されるよう文化活動を支援するとともに、優れた芸術文化、地域の伝統文化に親しむことのできる機会を創出します。

●関係機関への通知、ホームページ、プレスリリースなどを活用し、市民文化活動や公演内容などをわかりやすく周知します。市民が芸術文化、地域の歴史に親しむことのできる機会を創出し、地域の文化力の向上を図ります。

実施事業	事業内容
ア 文化施設の利用助成事業	市民の文化活動を支援するため、東総文化会館利用料の一部を助成します。
イ 文化振興事業	市民の文化意識の高揚を図るため、コンサート、公演などの各種文化振興事業を実施します。
ウ 市民文化活動の支援	文化活動の充実・活性化を図るため、各種文化団体の相互交流を促進し、自主運営と事業活動を支援します。

(2) 文化財の保護

●大原幽学の関係資料などをはじめとした歴史的遺産を展示・公開するとともに、大原幽学遺跡を魅力ある史跡公園に整備し、文化財活用のための環境を整備します。

●大原幽学記念館への来館に向けたPRや、案内誘導看板を設置するほか、利便性を向上するための環境整備を進めます。

●文化財の保護・保存と関係施設の整備を図るとともに、伝統文化保存のため、文化財継承団体の活動を支援します。

実施事業	事業内容
ア 文化財保存事業	各地域の歴史の証である埋蔵文化財や民俗資料などを保存・活用します。
イ 文化財保存・継承団体への助成	文化財の保存・継承のため、各種文化財の継承団体に助成します。

ウ 大原幽学関係資料の保護・保存	大原幽学関係資料の保護・保存を行うとともに、国指定文化財の追加指定を目指し、関係資料の調査を行います。
エ 大原幽学遺跡史跡公園の充実	国指定文化財の大原幽学遺跡を中心とする史跡公園について、文化財の保護と併せ、市民が地域の文化に触れ、憩いの場となるよう整備します。

6 青少年の健全育成（施策 10）

(1) 青少年の健全育成の推進

- 青少年が広い視野を持ち、見識を養い、心身ともに健やかで、たくましく育つため、家庭や学校、地域社会、関係団体の協力と連携により、実践活動を通じた健全育成を推進します。
- 青少年の非行防止、学校や子どもの安全確保に努めます。

実施事業	事業内容
ア 地域子ども教室事業	放課後や週末に、学校や公民館などを利用し、地域の大人が指導者となり、子どもたちの文化活動やものづくり活動などのさまざまな体験の場及び地域住民との交流の機会を創出します。
イ 二十歳のつどい開催事業	大人としての自覚を促し、自ら生きぬこうとする青年を励ますことを目的に、二十歳のつどいを実施します。
ウ 青少年育成市民会議の推進	市民一人ひとりが青少年の問題に関心を持ち、家庭や学校、地域などの各種団体がそれぞれの立場で行政と協働して、青少年の健全育成を推進します。
エ 青少年相談員連絡協議会活動の充実	青少年相談員が青少年と真に一体となり、ともに喜び、ともに語り、青少年の健全育成を推進するため、地域の特色を生かした青少年健全育成活動を展開します。

オ 子ども会活動の促進	地域の大人が指導者となり、主体となる子ども会事業や地域事業などについて支援し、さまざまな体験活動を実施します。
カ 海上キャンプ場運営事業	野外活動を通じた青少年の健全育成を目的に、研修・交歓の場として活用します。

7 交流の促進（施策 14）

(1) 交流事業の促進

●スポーツ、体験プログラムなどの各種事業を行い、自然豊かな本市をホームページやSNSなどを利用してPRし、市内外を問わず交流を推進します。

実施事業	事業内容
ア スポーツ交流の促進	スポーツを通じた都市住民などとの交流を促進します。
イ 日本一身近な海づくり推進事業	海岸を地域振興のツールと位置づけ、通年で幅広い世代の人が楽しめるようなレクリエーション活動を企画・運営し、交流を通じた移住・定住を目指します。

8 協働・共創の促進（施策 20）

(1) 地域学校協働活動の推進

●子どもたちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、そんな「志」が集まる学校や地域をつくるため、保護者や地域住民、地元企業などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

実施事業	事業内容
ア 地域学校協働活動の推進	学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指し行う、さまざまな活動を実施します。

■用語解説

用語	解説
D X（デジタルトランスフォーメーション）	・ デジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
ウェルビーイング	・ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。 ・ 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる、良い状態にあることも含む包括的な概念。



発行／令和 7 年 4 月
編集／旭市教育委員会